

様式第 3（第21条の13第 1 項関係）（平20経産令64・追加、令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正）

指定修習機関指定申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請機関
代表者

弁理士法施行規則第21条の13第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定修習機関の指定を申請します。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 実務修習事務を行おうとする事務所の所在地
- 3 実務修習事務を開始しようとする年月日
- 4 添付書類

〔備考〕

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、以下の書類を添付すること。
 - (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
 - (5) 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - (6) 実務修習事務に従事する職員の氏名を記載した書類
 - (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (8) 実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 - (9) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (10) 実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - (11) 実務修習の講師及び指導者の選任に関する事項を記載した書類
 - (12) 弁理士法第16条の 3 第 5 項第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面